

下限面積（別段面積）の検討結果

平成23年12月の農業委員会総会で、許可要件の下限面積（別段面積）の修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討した結果、修正の必要なしと判断しました。従って、下限面積は、引き続き40aとなります。